

情報誌『自治研ちば』第2号をお届けします。おかげさまで会員各位と多くの支持者の皆さんに支えられて、当自治研センターは3月に理事・結城康博さんの講演会と本誌第1号を発刊できました。さらに近々には、個別自治体（対象は茂原市）の調査研究活動に着手できる予定です。

今号から、本欄を借用して現下の検討・克服したい問題提起を、随時展開することにしましょう。

市民（住民）自治よそに団体自治優位の地方自治

市民（住民）自治が依然として、必ずしも確立していません。地域社会にあっては紛争・対立がつきものであり、その調整のための政治が存在していながらも、地方レベルにあっては非政治的性格がとかく強調されています。従って、“自から治める”ことではなく“自から治まる”とする状況が支配的です。

元来、地方自治は市民（住民）自治と団体自治の両者から成り立っています。地方自治の本質的要素である市民自治は市民の自主的・自律性に立脚した意志に基づいて地方自治が推進され、団体自治とともに地方自治が展開されます。そして独立した自治行政を確保するためには団体自治が必要で市民自治が担保されますから、市民自治と団体自治は相互依存的な関係にあります。

他方、団体自治は自治体という組織された団体・組織機関が国の多岐にわたる関与・統制から脱して自らの責任において自治事務などを執行するものです。限界をもつ団体自治でありながらも地方自治の世界にあっては、地方自治体である行政主体による集团的・組織的解決をとかく前提視しています。このため市民（住民）自治と比べて、市民自治をよそに団体自治の実態ははるか優位に置かれ続けています。

自治体官僚行政支配による行政的解決の優先

団体自治優位にくわえて地方自治の現状は、自治体執行部による行政機関がとかく優越しています。市民自治は多くの場合囲い込まれて、自治体組織体先行の官治支配動向が顕著です。そして団体自治の現実には団体本位かつ集権的で、国との結び付きが際立って高く強いものがあります。そこでは“地方自治の行政化”が進捗していて、中央による官治行政を補完・下請けする国行政の牽引車を任ずる自治体官僚行政支配が展開されています。

従って、団体自治と自治体執行機関両者による優位体制は市民・住民による自治的かつ政治的解決をよしとするのではなく、現実には行政的解決・決着をよしとしているのです。

求められる市民的解決と選良各位による政治的決定の具体化

団体自治をベースとする集团的・組織的^{みず}地方自治と、国そして県から出向して要職をほぼ独占している天下りの自治体官僚が支配して、“自から治める”ことではなく“自から治まる”とする地方自治状況がいまなお随所に温存されています。

すでに中央主導による旧来の方式は制度疲労をおこし、破綻しています。そしていま、団体自治と執行機関優位の中央呪術からの解放の時代を迎えているのです。

市民（住民）力と議員など選良各位の力量が総体として試され問われている現在、積年におよぶ牢固とした“いまのこのままの状況”の克服には、改めて市民的解決と決定が第一義的に問われています。

次いで、選良である地方議員各位による地方自治行政に対する多岐にわたる手作りで自前の政治を蘇生させて、政治的決定の具体化がしきりに求められています。